



熊本県公報

第 1 2 8 0 7 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 15 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者就業・生活支援センターの法人住所の変更…………… (労働雇用創生課) 1
- 障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一
部を改正する要綱…………… (管理調達課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 9
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 9
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 9
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援課) 9
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産振興課) 10
- 御船町都市計画下水道事業御船公共下水道の事業計画変更…………… (下水環境課) 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 11
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 12
- 造成宅地防災区域の指定…………… (") 13
- 熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款…………… (監理課) 13
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 14
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 14
- 道路の供用開始…………… (") 14
- 換地計画の適否決定…………… (農地整備課) 15
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 15
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 16
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 17
- 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業
の事業計画変更の縦覧…………… (都市計画課) 17
- 平成 30 年度(2018 年度)くまもと 21ヘルスプラン推
進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会の開催…………… (健康づくり推進課) 18
- 平成 30 年度第 24 回熊本県いじめ防止対策審議会の開催
…………… (いじめ防止対策審議会) 18

告 示

熊本県告示第 220 号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 27 条第 3 項の規定により、次の者から住所の変更の届出があったので、同法第 27 条第 4 項の規定により告示する。

平成 31 年(2019 年)3 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 社会福祉法人菊愛会
熊本県北部障害者就業・生活支援センターがまだす
- 2 変更前の住所 熊本県菊池市限府字南古町 469 番地 10
変更後の住所 熊本県菊池市亘字道ノ上 359 番地 2
- 3 変更年月日 平成 30 年(2018 年)10 月 1 日

熊本県告示第 221 号

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 31 年 3 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱
障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱(平成 15 年熊本県告示第 386 号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号及び第9条第1項ただし書中「所在地」の次に「又は役務の履行場所」を加える。
別記様式第1号から別記様式第5号までの様式を次のように改める。

別記様式第 1 号

障害者雇用促進企業登録申請書

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職名
TEL
FAX

印

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、同要綱第 5 条の規定による名簿の公表については異議ありません。

| | | | |
|---|---------------------------|--------------------|-----|
| 熊本県内の支店等の名称及び所在地 (一つだけ記入してください。) ※県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。 | 名称・責任者名 | | |
| | 所在地 | 〒 | |
| | 連絡先 | TEL | |
| FAX | | | |
| 登録業種 (入札参加資格申請の希望業種を別紙「業種一覧表」から一つ選んで記入してください。物品と役務両方に入札参加資格がある場合は、それぞれで業種ずつ選ぶことができます。) | 物品 | コード | 業種名 |
| | 役務 | コード | 業種名 |
| 県内本・支店における雇用状況 | 雇用率算定用労働者総数 ① (②-②×⑤) | 人(小数点以下切捨て) | |
| | 常用雇用労働者総数 ② (③+④×0.5) | 人 | |
| | 短時間労働者以外の常用雇用労働者数 ③ | 人 | |
| | 短時間労働者数 ④ | 人 | |
| | 除外率 (%) ⑤ | % (別表「除外率一覧表」参照) | |
| | 雇用障害者総数 ⑥ (⑦+⑩) | 人 | |
| | 常用雇用 ⑦ (⑧×2+⑨) | 人 | |
| | 重度障害者 ⑧ | 人 | |
| | 重度以外の障害者 ⑨ | 人 | |
| | 短時間雇用障害者 ⑩ (⑪+⑫×0.5) | 人(小数点以下切り捨て) | |
| | 重度障害者 ⑪ | 人 | |
| | 重度以外の障害者 ⑫ | 人 | |
| | 障害者雇用率 (%) ⑬ (⑥÷①×100) | % (小数点以下第 3 位四捨五入) | |

| | |
|-------------|--|
| 入札参加資格者登録番号 | |
|-------------|--|

| | | |
|-----|-----|--|
| 担当者 | | |
| 連絡先 | TEL | |
| | FAX | |

別記様式第 2 号

障害者支援施設等支援企業登録申請書

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
TEL
FAX

頁

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、同要綱第 5 条の規定による名簿の公表については異議ありません。

| | | | | |
|--|--|-----|-----|-----|
| 熊本県内の支店等の名称及び所在地 ※支店等のうち一つを記入してください。ただし、県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。 | 名称・責任者名 | | | |
| | 所在地 | 〒 | | |
| | 連絡先 | TEL | | |
| FAX | | | | |
| 契約等委任先の名称及び所在地 ※上記支店等と同じ場合は記入の必要はありません。 | 名称・責任者名 | | | |
| | 所在地 | | | |
| | 連絡先 | TEL | | |
| FAX | | | | |
| 会社概要 ※入札参加資格者は記載の必要はありません。 | 営 業 内 容 | | | |
| | 創 業 | 年 | | |
| | 資本金・出資総額 | 千円 | | |
| | 常用労働者数 | 人 | | |
| | 直前決算の売上高 | 千円 | | |
| 過去 1 年間の障害者支援施設等との取引状況 ※欄が不足する場合は別紙としてください。 | 障害者支援施設等名 | ① | ② | |
| | 取 引 の 内 容 | | | |
| | 取 引 額 | 千円 | 千円 | |
| | 取 引 開 始 年 | 年 | 年 | |
| 登録を希望する業種及び内容 ※別紙「業種一覧表」から一つ選んで記入してください。物品と役務両方を希望される場合は、それぞれで一業種ずつ選ぶことができます。 | 業 種 | 物品 | コード | 業種名 |
| | | 役務 | コード | 業種名 |
| | 業 務 の 内 容 (取扱メーカー、取扱製品名等できるだけ具体的に記入してください。別紙でも構いません。) | | | |

入札参加資格者登録番号

担当者

※入札参加資格者のみ登録番号を記載してください。

別記様式第 4 号

障害者雇用促進企業等審査結果通知書

年 月 日

所在地
名 称

代 表 者 様

熊本県知事

印

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 4 条第 2 項の規定により、審査の結果、次のとおり登録する（しない）こととしましたので通知します。

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 登 録 番 号 | |
| 登 録 物 品 又 は 役 務 の 種 類 | |
| 登 録 期 間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 登録しない理由 (登録しない場合のみ) | |

別記様式第 5 号

登 録 事 項 変 更 届

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
TEL
FAX

印

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

| 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|------|-------|-------|-------|
| | | | |

| | |
|-------------|--|
| 入札参加資格者登録番号 | |
|-------------|--|

※入札参加資格者のみ登録番号を記載してください。

| | |
|-----|-----|
| 担当者 | |
| 連絡先 | TEL |

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年（2019年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町大字久重字蕨谷2136番1、2138番、2145番、2162番、2170番1、字内畑2697番、2701番、2722番3、2726番2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第223号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年（2019年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字古城字六番東原1017番10
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字六番東原1017番10（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年（2019年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町大字久重字普門寺2738番、2790番2、2798番3、2798番4、2798番8、字中尾2809番1、2810番、2820番、2821番、2823番、2828番、2830番、2834番2、2861番2、2861番6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第225号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第13

0条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。
平成31年（2019年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称及び所在地 | 開設者の名称 | 辞退年月日 | サービスの種類 |
|----------------------|---------|-------------------|-----------|
| 愛生会外山病院 人吉市南泉田町89 | 医療法人愛生会 | 平成31年(2019年)2月28日 | 介護療養型医療施設 |

熊本県告示第226号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成29年熊本県告示第630号）を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成31年（2019年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理の措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。）により決定された漁獲可能量（法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。）の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

(1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源（法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。）の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制（以下「協定制」という。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成30年（2018年）の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】

平成30年（2018年）1月から同年12月まで 若干

【まいわし】

平成30年（2018年）1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成30年（2018年）7月から平成31年（2019年）6月まで 若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成31年（2019年）の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】

平成31年（2019年）1月から同年12月まで 若干

- 【まいわし】
平成31年(2019年)1月から同年12月まで 若干
- 【まさば及びごまさば】
平成31年(2019年)7月から平成32年(2020年)6月まで
- ※上記さば類の管理量については、管理対象となる期間が開始するまでに設定する。
- 3 第一種特定海洋生物資源(まあじ、まいわし、まさば及びごまさば)の知事管理量に
関し実施すべき施策に関する事項
中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的
な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。漁獲努
力また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努
力を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同様の操業
規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
(1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資
源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源
に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。
(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向け
た取組を進めることとする。

熊本県告示第227号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の
事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定
により次のとおり告示する。

平成31年(2019年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 御船町
- 2 都市計画事業の種類 御船都市計画下水道事業 御船公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年(1979年)12月2日から平成33年(2021年)
3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
平成7年(1995年)熊本県告示第942号、平成11年(1999年)熊本県
告示第426号、平成13年(2001年)熊本県告示第338号、平成15年(2
003年)熊本県告示第231号、平成18年(2006年)熊本県告示第294号、
平成23年(2011年)熊本県告示第220号、平成26年(2014年)熊本県
告示第344号の事業地に熊本県上益城郡御船町大字小坂字東八龍を加える。

熊本県告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12
3号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、
同法第51条の規定により公示する。

平成31年(2019年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事 務所の所在地及び代表者 の氏名 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|-------------------------------|---|------------|--------------------------|
| みずき園 球磨郡あさぎり町上西6 88番地 | 社会福祉法人 誠心会 球磨郡あさぎり町上西 688番地 理事長 坂居 誠 | 就労継続支援A型 | 平成31年 (2019) 3月31日 |
| ウィルアークス 阿蘇郡産山村大利657 番地5 | 社会福祉法人 やまなみ 会 阿蘇市黒川431 理事長 岩本 浩治 | 就労移行支援 | 平成31年 (2019) 3月1日 |
| インターワーク 阿蘇郡産山村大利657 番地3 | 社会福祉法人 やまなみ 会 阿蘇市黒川431 理事長 岩本 浩治 | 自立訓練(生活訓練) | 平成31年 (2019) 3月1日 |

| | | | |
|---------------------------------|--|----------------|--------------------------|
| 就労支援センターテクニカル工房 合志市御代志1342 | 社会福祉法人 ひまわり 福祉会 合志市御代志1342 理事長 山本 今朝一 | 就労移行支援 | 平成31年 (2019) 3月31日 |
| 就労支援センターかもん・ゆ〜す 菊池市隈府469-10 | 社会福祉法人 菊愛会 菊池市亘359-2 理事長 最上 太一郎 | 就労移行支援 | 平成31年 (2019) 3月31日 |
| 第二つつじヶ丘学園 球磨郡あさぎり町免田西3003番地5 | 社会福祉法人 つつじヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵 理事長 恒松 丈一 | 自立訓練(生活訓練) | 平成31年 (2019) 3月31日 |
| ひかわの里ホームヘルプサービス 八代市東陽町南752-1 | 社会福祉法人 東泉会 八代市東陽町南752-1 理事長 片山 辰己 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成31年 (2019) 3月31日 |

熊本県告示第229号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年(2019年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

惣領1地区(大規模)

上益城郡益城町大字惣領字高木1547番1、1547番2、1547番3、1547番4、1547番4地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1548番1、1548番2、1548番3、1548番4、1548番5、1548番6、1548番7、1548番8、1548番9、1549番1、1549番2、1549番3、1549番4、1549番5、1549番6、1549番7、1550番3、1550番4、1550番5、1550番7、1550番8、1550番13、1550番14、1550番15、1550番30、1550番31、1550番32、1550番35、1550番37、1550番38、1550番39、1550番40、1550番1、1550番16、1550番17、1550番18、1550番19、1550番20、1550番22、1550番23、1550番24、1550番25、1550番26、1550番27、1550番28、1550番33、1550番34、1550番36、1550番41、1551番1、1551番2、1551番4、1551番6、1550番・1553番・1554番合併2、1555番1、1555番2、1555番3、1555番4、1555番5、1555番6、1555番7、1555番8、1555番9、1555番10、1555番11、1555番12、1555番13、1555番14、1555番15、1555番16、1555番17、1555番18、1555番19、1555番20、1555番21、1555番22、1555番23、1558番1、1558番2、1558番3、1558番4、1558番5、1558番6、1558番7、1558番8、1558番9、1558番10、1558番11、1558番12、1558番13、1558番14、1558番15、1558番16、1558番17、1560番、1560番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1573番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1575番4、1576番1、1576番2、1576番3、1576番5、1576番6、1577番1、1577番2、1577番3、1577番4、1577番5、1577番6、1577番7、1577番8、1577番9、1577番10、1577番11、1577番12、1577番13、1577番14、1577番15、1577番16、1577番17、1577番18、1577番19、1577番20、1579番1、1579番2、1579番3、1579番4、1581番1、1581番2、1581番3、1581番4、1581番5、1581番6、1581番7、1581番8、1581番9、1581番10、1582番1、1582番2、1582番3、1582番4、1582番5、1582番6、1582番7、1582番8、1582番9、1582番10、1582番11、1582番12、1582番13、1582番14、1583番1、1583番2、1583番3、1583番4、1583番5、1583番7、1583番8、1583番9、1584番1、1584番2、1584番8、1584番9、1584番10、1584番11、1585番1、1585番2、1585番3、1585番4、1585番5、1585番6、1585番7、1585番9、1585番10、1585番11、1585番12、1585番13、1585番14、1586番1、1586番2、1586番3、1586番4、1586番5、1586番6、1586番7、1586番8、1586番9、1586番10、1586番11、1586番12、1586番13、1586番14、1586番15、1586番16、1586番17、1587番1、1587

番3、1587番4、1587番8、1587番9、1587番10、1587番11、
 1587番12、1587番13、1587番14、1587番15、1587番16、
 1587番17、1587番18、1587番19、1587番20、1587番21、
 1587番22、1588番1、1588番3、1588番4、1588番5、1588
 8番6、1588番7、1588番8、1588番9、1588番11、1588番1
 2、1588番13、1588番14、1588番15、1588番16
 上益城郡益城町大字惣領字西大道1589番1、1589番2、1589番3、15
 89番4、1589番5、1590番1、1590番2、1590番3、1590番4、
 1591番1、1591番2、1592番2、1593番1、1593番2、1593
 番3、1594番1、1594番2、1594番3、1594番4、1594番5、1
 594番6、1594番7、1594番8、1594番9、1594番10、1594
 番11、1594番12、1594番13、1594番14、1594番15、159
 4番16、1594番17、1594番18、1594番19、1594番20、15
 94番21、1594番22、1594番23、1594番24、1594番25、1
 598番1、1598番2、1598番3、1599番5、1599番6、1599番
 7、1601番1、1601番2、1602番1、1602番2、1602番3、16
 02番4、1602番5、1602番6、1602番7、1613番1、1613番2、
 1613番3、1613番4、1614番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
 備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第230号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地
 防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
 平成31年(2019年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

惣領2地区(大規模)

上益城郡益城町大字惣領字木神1508番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1
 508番4、1509番、1510番、1511番1、1511番2、1512番1、
 1512番2、1512番3、1512番4、1512番5、1512番6、1513
 番1、1513番2、1513番3、1513番4、1513番5、1517番1、1
 517番3、1517番4、1518番1、1518番4、1518番6、1518番
 7、1521番3、1521番7、1522番3、1522番4、1522番6、15
 22番8、1522番9、1522番11、1535番1、1535番6、1535番
 8、1539番1、1539番2、1539番3、1539番4、1539番5、15
 39番6、1539番7、1539番8、1540番、1542番1、1542番2、
 1542番3、1542番4、1542番5、1543番の一部(次の図に示す部分に
 限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
 備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第231号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
 平成31年(2019年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次の
 ように改正する。

第3条を次のように改める。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書
 (以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するもの
 とする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和2
 4年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者
 を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結
 する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができ、この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。第10条第1項中「(昭和24年法律第100号)」を削る。

附 則

- この約款は、平成31年4月1日から施行する。
- この約款は、この約款の施行の日以前に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

熊本県告示第232号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成31年（2019年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称及び住所 | 事業所の名称及び所在地 | 登録番号 | 登録年月日 | サービスの種類 |
|----------------------------------|--|-----------|------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人よんなっせ山鹿 山鹿市古閑1312番地3 | 小規模多機能型居宅介護事業所いつでんどこでん 山鹿市古閑1312番地3 | 431100378 | 平成31年（2019年）3月6日 | 小規模多機能型居宅介護 |

熊本県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年（2019年）3月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|------------------|--------------|------|
| 主要地方道 | 玉名八女線 | 玉名市富尾 1232番1地先から 同所 1241番1地先まで | 前 | 8.2 ～ 8.6 | 66.5 | 災害復旧 |
| | | | 後 | 8.2 ～ 18.6 | | |

2 区域を変更する期日 平成31年（2019年）3月15日

熊本県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年（2019年）3月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年（2019年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|---|--------------|-----|
| 一般県道 | 原植木線 | 菊池市泗水町南田島字天神平 1075番1地先から 同所 1067番1地先まで | 30.0 | 単道改 |

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)3月15日

公 告

熊本県公告第152号

西原村長日置和彦から認可の申請があった日向・葉山・医王寺地区の換地計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により、平成31年(2019年)3月5日付けで計画を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

関係権利者で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求を申し出ることができる。

平成31年(2019年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成31年(2019年)3月18日から
平成31年(2019年)4月15日まで
- 2 縦覧の場所 西原村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第153号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|----------------|------------|-----------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 竹本 益雄 | 天草市本渡町本戸馬場 | 天草市本町本字五通後2451番7 |
| 農事組合法人本町営農組合 | 天草市本町本 | 天草市本町本字平尾3701番2ほか4筆 |
| 農事組合法人本町営農組合 | 天草市本町本 | 天草市本町本字上カツ子1090番ほか2筆 |
| 池野 君孝 | 天草市本町本 | 天草市本町本字井手平8030番3ほか1筆 |
| 農事組合法人楠浦営農組合 | 天草市楠浦町 | 天草市楠浦町字後新田9256番3 |
| 農事組合法人本渡山口の里 | 天草市本渡町本渡 | 天草市本渡町本渡字山ノ口1632番 |
| 園田 邦雄 | 天草市本渡町本戸馬場 | 天草市本渡町本渡字口ノ原2235番1 |
| 大新牧場森岡畜産合同会社 | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字寒ノ平5666番ほか3筆 |
| 新和パレット合同会社 | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字小平3665番ほか1筆 |
| 農事組合法人楊貴妃の里しんわ | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字中ノ手2067番ほか1筆 |
| 原田 豊一郎 | 天草市五和町御領 | 天草市五和町御領字向小串50番1 |
| 株式会社天草よかもん | 上天草市大矢野町上 | 上天草市松島町今泉字米ノ山新田6438番462ほか2筆 |

| | | |
|-------|-----------|--------------------------|
| 木山 真一 | 上天草市大矢野町中 | 上天草市大矢野町中字長迫5 1 1 8番ほか2筆 |
|-------|-----------|--------------------------|

2 申請年月日
平成31年(2019年)3月4日

熊本県公告第154号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成31年(2019年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|--------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 宮本 保三郎 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦6 8 7番ほか1 9筆 |
| 池本 重徳 | 玉名郡長洲町腹赤 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3 1 8 4番4ほか1 0筆 |
| 木山 倫彦 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3 1 7 9番4ほか3 6筆 |
| 島川 俊昭 | 玉名郡長洲町宮野 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦7 1 4番ほか3筆 |
| 坂本 正祐 | 玉名郡長洲町宮野 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦6 7 6番1ほか4筆 |
| 山村 勝家 | 玉名郡長洲町上沖洲 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦9 1 9番ほか1 2筆 |
| 福田 敏昭 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字元村1 5 9番ほか1 3筆 |
| 松野 正一 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字元村1 1 7番 |
| 則岡 幸夫 | 玉名郡長洲町上沖洲 | 玉名郡長洲町大字清源寺字元村1 1 8番ほか1筆 |
| 田畑 道尋 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3 1 8 1番1ほか8筆 |
| 田上 正二 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字天神守2 3 2番 |
| 木山 建治 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3 1 8 5番1ほか4筆 |
| 木山 勝男 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3 1 7 9番1ほか2筆 |
| 菊本 日出男 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字元村1 6 9番1ほか3 4筆 |
| 菊本 則夫 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3 1 8 2番2ほか6筆 |
| 浦田 健一 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3 1 7 8番3ほか3 4筆 |
| 松野 茂 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3 1 8 0番1ほか2筆 |
| 中嶋 英徳 | 玉名郡長洲町腹赤 | 玉名郡長洲町大字清源寺字中島3 2 2番ほか1 3筆 |
| 杉本 和明 | 玉名郡長洲町宮野 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦7 0 7番ほか5筆 |

| | | |
|--------|-----------|----------------------------|
| 杉本 仁崇 | 玉名郡長洲町宮野 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦692番ほか12筆 |
| 西原 夏雄 | 玉名市岱明町鍋 | 玉名郡長洲町大字清源寺字元村120番 |
| 徳永 充洋 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字元村127番ほか3筆 |
| 濱津 秀徳 | 玉名郡長洲町上沖洲 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦918番ほか5筆 |
| 藪内 直弘 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字元村166番 |
| 松野 正孝 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字中島245番1ほか1筆 |
| 池本 重徳 | 玉名郡長洲町腹赤 | 玉名郡長洲町大字清源寺字中島303番ほか5筆 |
| 木山 倫彦 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3183番3ほか12筆 |
| 坂本 正祐 | 玉名郡長洲町宮野 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3183番2ほか1筆 |
| 山村 勝家 | 玉名郡長洲町上沖洲 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦703番ほか1筆 |
| 菊本 日出男 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字元村169番2ほか8筆 |
| 浦田 健一 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字中島237番1ほか3筆 |
| 中嶋 英徳 | 玉名郡長洲町腹赤 | 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3211番3ほか9筆 |
| 杉本 和明 | 玉名郡長洲町宮野 | 玉名郡長洲町大字清源寺字元村121番ほか7筆 |
| 馬場 甫水 | 玉名郡長洲町清源寺 | 玉名郡長洲町大字清源寺字中島326番 |

2 申請年月日
平成31年(2019年)3月5日

熊本県公告第155号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月15日から同月28日まで、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---------------|-------|----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 上田 惣一 | 荒尾市荒尾 | 荒尾市荒尾字日焼3257番1ほか4筆 |
| 垣田 吉穂 | 荒尾市荒尾 | 荒尾市荒尾字北屋形山3235番1 |
| 垣田 吉穂 | 荒尾市荒尾 | 荒尾市荒尾字北屋形山3232番1ほか1筆 |
| 農事組合法人結の城ひらおぎ | 山鹿市城 | 山鹿市城字梅迫2929番ほか7筆 |

2 申請年月日
平成31年(2019年)3月5日

熊本県公告第156号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第1項の規定により、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の変更を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)

第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、同法第55条第2項の規定により、利害関係者で当該事業計画（都市計画で定められた事項を除く。）について意見がある者は、平成31年（2019年）3月18日から平成31年（2019年）4月14日まで熊本県知事に意見書を提出することができる。
平成31年（2019年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧期間 平成31年（2019年）3月18日から平成31年（2019年）3月31日まで
- 2 縦覧場所 熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所工務課及び益城町復興整備課
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

登載依頼

くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会公告第1号

平成30年度（2018年度）くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。
平成31年（2019年）3月15日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
平成31年（2019年）3月22日（金曜日）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ たい樹
- 3 議題
(1) 第4次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）の進捗状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)

熊本県いじめ防止対策審議会公告第16号

平成30年度第24回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成31年（2019年）3月15日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

- 1 開催日時
平成31年（2019年）3月26日（火）午前9時から午前9時50分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話096-333-2720)